

資料②

平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事に係る検査の取扱いについて

1 中間検査の取扱い

三次市では、中間検査について当初請負金額が 1,000 万円以上の工事について、その額に応じて実施回数を定めていますが、平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う災害復旧工事（災害関連緊急事業、災害予防事業を含む）で、当初請負金額 3,500 万円未満の工事については、中間検査を省略することとし、1 億円以上の工事については、中間検査の回数を 2 回から 1 回に省略することとしています。

【中間検査の取扱い】

請負代金額	中間検査の回数	
	通常工事	災害復旧工事等
500 万円未満	0 回	0 回
500 万円以上～1,000 万円未満	0 回	0 回
1,000 万円以上～3,500 万円未満	1 回	0 回
3,500 万円以上～1 億円未満	1 回	1 回
1 億円以上	2 回	1 回